

論文

## 「バーゼルⅢ」の意義とその影響

湯 浅 由 一

### 1. 分析の目的

2010年9月、日米欧および中国の巨大金融機関を主要な対象とする国際的な統一規制である「バーゼルⅢ（銀行に対する新しい自己資本比率規制案）」が公表された。この金融機関に対する規制は2013年1月から適用され、2019年1月に完全実施となる予定である。この国際的な統一規制は、1988年7月に合意が成立した「バーゼルⅠ」および2007年3月から適用されている「バーゼルⅡ」を強化する趣旨に基づいて改正されるものと解釈できる。

「バーゼルⅠ」以降、国際的に認められた統一基準（internationally accepted standards and codes）を世界各国が採用することによって、金融システムを強化させ、安定させるという取り組みが採用されている。この対応策は、国際金融アーキテクチャー（internationally financial architecture）の強化策と呼ばれる。しかしながら、各国金融監督当局のこれまでの努力にもかかわらず、金融機関が有つ潜在的なリスクを十分に把握することができている状況とは言えない。

金融機関の行動を適切に監督することの困難さには以下の要因が関係していると考えられる。世界の金融市場の(1)自由化（規制緩和、deregulation）、(2)国際化（グローバル化、globalization）および(3)証券化（セキュライゼーション、securitization）の進行が挙げられる。従来には無かった新しいタイプの金融商品の出現がある。さらには資金移動を頻繁に行う(4)ヘッジファンド等に代表される、「シャドウバンキング（影の銀行）」と呼ばれる機関投資家の存在が無視できないということである。このように日々、変化し続ける国際金融市場において、健全な銀行経営を持続させることを目的とする望ましい金融機関に対する国際的な統一規制を実現することは容易ではないと判断できる。

健全な金融機能を果たすことが要求されることを前提としつつも、金融機関は常に効率的な経営の実現、具体的にはROE(株主資本利益率, Return on Equity)の極大化を目指した行動をも要求される存在である。すなわち、金融取引に伴うリスクの大きさを考慮しながらも、極大利潤を追求する経済主体なのである。ハイ・リスク&ハイ・リターン原則が存在する。あるレベルのリスクを受け入れない限り、リターンの向上は期待できないという制約が存在するのである。結局、金融機関自身による、将来のリスクを適格に推測するための、より木目細かいリスク管理が重要であるということになるのである。

浦田秀次郎(2009)は、資本市場のグローバル化の状況に関して、世界の資本移動の膨張に注目している。すなわち、世界の財・サービス輸出総額は、名目GDP比で1990年の18.8%から2006年には30.4%に拡大しているが、直接投資・証券投資を含む対外投資額に外貨準備増減を加えたグロスの資本移動額は、名目GDP比で1990年の4.4%から2006年には17.3%に急拡大していると指摘している。

このような環境のなかで健全な銀行経営を維持・継続させるための望ましい金融規制を構築する努力が求められることになる。

2008年秋に発生した世界金融危機の背景について整理しておく以下のような点を挙げることができる。(1)経営破綻の危機はリーマン・ブラザーズ(Lehman Brothers)という投資銀行およびAIG(American International Group)という保険会社であった。投資銀行による大口顧客からの預かり資産を流用したプライマリー・ブローカレッジ業務および保険会社による保証料収入を狙った信用デリバティブの乱用が危機を拡大させた。(2)監督上の連結のルールが不適切であった。例えば、シティグループ(Citi Group)は自身の投資からの損失よりも、むしろ投資先の特別目的会社を救済するための損失額が大きかった。(3)信用力の低い個人向け住宅融資(サブプライム・ローン)を流動化した債券への投資が高いリスクを伴っていた。銀行がBIS規制による自己資本の負担を嫌い、住宅ローンを証券化して転売するという行動を選択したということになる。

## 2. 国際金融規制の変遷<sup>1)</sup>

国際的な金融機関の行動に対する国際的な統一規制を意味するBIS規制

(Bank for International Settlements, 国際決済銀行により自己資本の計測と基準に関する国際的統一)の特徴について概観しておくことにする。BIS規制(自己資本の計測と基準に関する国際的統一)は、国際金融システムの安定性確保と国際銀行間の競争条件(レベル・プレイング・フィールド, level playing field)の平準化を目的として導入されたものである。その特徴は、(1)銀行の資産をリスク・ファクター別に5つに分類してそれぞれにウエイトを付けて総資産を計測すること。(2)オフバランス取引も一定の算定方式によって内在する信用リスク相当額を算出すること。(3)連結ベース規制が導入されたことである。銀行が子会社および関連会社などの幅広いグループとして国際業務を行なっているという実情を踏まえて、銀行グループ全体に対して自己資本比率規制を適用するということである。国際的な金融機関に対する統一規制の採用を意味するBIS規制(「バーゼルⅠ」から「バーゼルⅢ」)が合意される経緯に関しては、太田康夫(2011)において詳しく論じられている。

BIS規制では、分子に当たる自己資本にはコア資本であるTier1(中核的自己資本)と、その他の項目を含めたTier2(補助的自己資本)の2つが採用されていた。Tier1には資本金と公表準備金等の資本勘定が含まれる。Tier2には補完的項目として一般貸倒引当金、保有有価証券の含み益と土地の再評価益の45%相当分が含まれる。

1996年1月、「市場リスク規制(1996 Market Risk Amendment)」が公表された。これはトレーディング勘定の金利・株式リスクと全ポジションの外国為替・コモディティ・リスクを時価ベースで測定して、そのリスク量と同額以上の自己資本の保有を義務付けている。この時、市場リスクをカバーする自己資本として新たにTier3(期間2年以上の短期劣後債務)が導入されている。また市場リスクの測定方法としては、バリュー・アット・リスク(VaR, Value at Risk)が標準的な手法とされている。

統一規制であるBIS規制に関しては以下のような批判が存在する。自己資本比率が銀行の財務状況の健全性を必ずしも適切に示してはいないのではないかという問題である。リスク・ウエイトと最低自己資本比率8%という基準値に理論的な根拠が無く、恣意的であるという問題が挙げられる。単純な8%という判断基準のために、銀行が保有する資産の評価、予想損失に対する留意が疎かになってしまったということが挙げられる。次には、証券化およびクレジッ

トデリバティブなどの金融革新に十分に適応していないという問題がある。一律の規制を適用するために、リスク管理手法（リスク査定技術）を高度化させることを怠ってしまったということである。

このような批判を受けて規制改正の努力が行われてきた。1999年、バーゼル銀行監督委員会は「新たな自己資本の枠組み、第一次市中協議案、NCAF、A New Capital Adequacy Framework」を公表して広く金融機関からの意見を募った。さらに2001年、「自己資本に関する新しいバーゼル合意（第二次市中協議案）」が公表された。そして2004年6月、「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化（International Convergence of Capital Measurement and Capital Standard; A revised Framework）」が「バーゼルⅡ（BIS規制改定案）」として正式に決定されている。

改正されたBIS規制と位置付けられる「バーゼルⅡ」には3つの柱があるとされる。第一の柱は、最低所要自己資本である。1988年合意に提示された計測の枠組みの精緻化が挙げられる。銀行による信用リスクの計測について、銀行は標準的手法（Standardized Approach）とデフォルト確率および損失額を推計する内部格付手法（Internal Rating Based Approach）のどちらかを選択可能となった。高度な格付手法を開発できる銀行はより有利なリスク管理が可能である。第2の柱は、監督上の検証である。銀行自身による自己資本の内部評価と金融当局による検証が行われる。最低所要自己資本を下回ることを防止するために金融当局が早急に介入して、銀行に改善を求めることが可能となったのである。早期警戒制度の活用である。第3の柱は、市場規律である。安全かつ健全な銀行実務を促すための情報開示が要求された。実効的な情報開示となるために、リスク開示のみならずリスク計測方法を開示することが求められたのである。

「バーゼルⅡ」では、中核的自己資本は、普通株・優先株・内部留保・優先出資証券から構成され、4%を基準としている。また、自己資本比率には、さらに劣後債を含めることを認め、8%を基準としたのである。

「バーゼルⅡ」に対する問題点としては以下のことが挙げられる。優良企業の融資残高を圧縮して、償還された資金を収益性の低い企業への追い貸しに回すという行動が発生した。これは銀行に対するリスクウエートと実際のリスクの大きさに乖離があったためである。この乖離を利用して、リスク資産を拡大

させずにリスクをとって利益を得るという規制アービトラージ（裁定取引）と呼ばれる行動である。「バーゼルⅡ」では、企業向け貸出金のリスクウエートは格付け機関による外部格付けまたは銀行自身の内部格付けに連動するように改正された。すなわち、「バーゼルⅡ」はリスクウエートのリスク計測精緻化によって、規制アービトラージの機会の極小化を目指していたのである。

### 3. 「バーゼルⅢ」の内容

バーゼル銀行監督委員会<sup>2)</sup>は2010年9月12日、国際的に活動する銀行に対する新しい自己資本比率規制案を発表した。より包括的で複雑な規制に強化されたものと理解できる。

(1)規制範囲の拡大、(2)要求水準の引き上げ、(3)国際的連携の強化、(4)金融システムに対する影響を踏まえた金融機関の区分けという視点で特徴付けられる。

規制の柱となる「狭義（コア）の中核的自己資本比率、core capital Tier1」は実質7%に決めた。2013年から段階的に適用を行い、2019年1月にはこの新しい規制に全面的に移行するというものである。資本として、返済の必要がなくて質が高いとされる普通株と利益を積み上げた内部留保で構成する「狭義（コア）の中核的自己資本比率」は銀行にその達成を義務付ける最低基準という位置付けを行い、より銀行の健全性を高めるための上乗せ基準の2段階方式で構成される。すなわち、銀行に最低基準として4.5%を、上乗せ基準としてさらに2.5%、合わせて実質7%の達成を求めるというものである。この基準を下回った場合には金融当局が早期是正措置などの行政処分を発動する対象の最低基準とされ、上乗せ基準はあくまでも補完的なものと位置付けられている。ただし、上乗せ基準を達成できない場合には配当および報酬に制限が加えられることになる。

「バーゼルⅢ」に関する詳細な説明は、大山剛（2011）および藤田勉・野崎浩成（2011）において論じられている。中核的自己資本とは、銀行の自己資本として認められる項目のうち、普通株および内部留保などの資本として質が高いとされる部分のことである。現行のバーゼルⅡでは、優先株および優先出資証券がこの中核的自己資本に含まれている。新しいバーゼルⅢにおいては、中核的自己資本のなかに、普通株と内部留保だけで構成する「狭義（コア）の中核的自己資本比率」を新たに設定するということになるのである。

新しい自己資本比率規制の内容を確認しておくことにする。

- (1) 狭義の中核的自己資本比率の導入。最低水準として4.5%を要求。固定的な上乗せ基準分は2.5%を設定。従って合計で7%を要求する。
- (2) 2013年から適用を行い、2019年1月までの6年間をかけて達成を要求。
- (3) 中核的自己資本比率としては8.5%を要求する。
- (4) 全体の自己資本比率としては10.5%を要求する。
- (5) 発行済みの優先出資証券については、2013年から10年間は既存の取り扱いを容認する。

「流動性規制」の導入。バーゼル銀行監督委員会は「流動性カバレッジ比率」および「安定調達比率」という2つの最低基準の導入を提案している。経営破綻の危機に直面した金融機関は信用不安の高まりから突然資金が引き出されてしまい、急激に流動性が行き詰まってしまうという現象が観測される。金融市場のストレス（負荷）が高まって資金が流出しても金融機関の資金繰りが耐えられることを目的として「流動性カバレッジ比率」を導入するというものである。これは、30日間のストレス期間で生じる資金の流出予想額に対して100%以上の適格流動資産、具体的には現金および国債・高格付け社債などの保有を求めている。資金流出予想額は調達方法に応じて流出率が設定されており、個人からの安定的な預金は流出率を低く、即座に引き出されてしまう可能性のある非金融法人からの無担保調達は流出率を高くしている。

流動性規制は預金による資金調達の割合が低下した銀行に対する預金保険制度を補完する制度であると理解できる。銀行が市場性の短期資金（流動負債）を賄うのに十分な流動性資産を維持することで、預金者以外の債権者のパニックを防止する効果がある。

「安定調達比率」は預金の取り付けを原因に国有化された英国ノーザン・ロックのように運用資産と資金調達との期間ミスマッチを抑制することを目的としている。これは、保有資産ごとの流動性リスクの合計額に対して、預金および長期借入れと資本による安定的な調達を求める指標である。この2つの指標の導入に対しては、銀行のビジネスモデルに与える影響が少なくないという異論の存在を受けて、正式の適用は2018年に先送りとなっている。

「バーゼルⅢ」に対応した具体的な動きが確認できる。2011年7月19日、20カ国および地域の中央銀行や金融監督当局で構成される金融安定理事会（FSB、

Financial Stability Board) は、金融新規制となる自己資本比率の上乗せについて、その対象金融機関として当初は28社を指定するとの発表を行った。最も厳しい場合には合計で9.5%の自己資本比率の維持が求められる。FSBは規制の段階的な適用が始まる2016年から毎年、対象を見直す方針とのことである。

金融機関の規模および業務の複雑さなどの視点から「金融システム上重要な金融機関」を選び、破綻の影響の大きさに応じて自己資本比率の上乗せを要請している。欧米の巨大金融機関は2019年までに上乗せ分を含めて中核自己資本比率を9.5%、日本の3メガバンクに対しては8%程度にすることを義務付けるというものである。

また、金融機関を監督する体制整備について、各国が連携して巨大金融機関の破綻処理を進めるために、金融監督機関があらかじめ行動計画をつくっておくことを求めている。破綻が他の金融機関にも広がり金融システムが機能不全に陥る事態を回避させるためである。具体的には、(1)巨大金融機関は破綻時の金融危機対応計画を策定して、金融監督当局に提出する。(2)G20は金融機関の破綻法制を整備する。(3)破綻時の資産凍結や破綻時の債権者負担のあり方を検討する。(4)巨大金融機関についてはストレステスト(資産査定)の定期的な実施などの監督体制を強化するということである。

また、2011年7月20日、欧州連合(EU)の欧州委員会は、域内の金融機関を対象にして新たな自己資本比率規制案をまとめた。世界の主要国が2019年までに段階的に導入するバーゼルⅢを具体化したものであり、違反した場合には当該銀行に対して最大で収益の10%に相当する制裁金を課すというものになっている。バーゼルⅢを踏まえつつもEU独自の内容が盛り込まれている。自己資本規制の対象を域内の8,000超の銀行としており、主要20金融機関に限定したアメリカとは異なっている。また域内銀行に対して内部格付けを利用して投資先の信用リスクを判断することや資産内容を評価することを要請している。自己資本の増強によって銀行のバランスシートの健全化が向上して、金融危機のリスクを軽減できると期待している。

#### 4. 考 察

第一に、自己資本比率8%<sup>3)</sup>という数値は金融危機を防止するためには十分ではなかったという誤りを認め、修正したということになる。性急な規制強化

は銀行による貸し渋り現象を発生させて实体经济全体に悪い影響を及ぼすことが懸念される。これを回避させるために2013年から適用する新規制は最終的に7%に到達する時期を2019年1月までの6年間の猶予期間を設定している。すなわち、6年間をかけて新基準を満たせば良いという方針が打ち出されたことになる。

第二に、「バーゼルⅢ」は、リスクアセットによる銀行のリスク把握の限界を前提として、自己資本を直接強化するという規制改革であると解釈できる。自己資本比率規制はリスクアセットをより多く保有する銀行ほど、自己資本を高く維持することを要求する規制となっている。したがって、銀行の保有するリスクアセットを抑制する効果が期待させる。金融機関から見れば資本コストが重くなるので結果として収益力が落ちることが予想される。欧米の有力金融機関は自己資本利益率（ROE）の長期的な目標値を20%超から11~12%程度に引き下げている。

第三に、証券アナリストの推計では、日本の3メガバンクの2011年3月期中核自己資本比率は5~7%程度とされる。今後、各金融機関が毎年5,000億円程度の利益を積み上げると仮定すると、2019年3月期には9~11%に高まると試算している。

規制の対象となる巨大金融機関は、保有する危険資産を減少させて、その安全資産を保有するという行動を採用すると予想できる。具体的には、リスクが相対的に高いとされる中小企業向けの銀行貸出残高を縮小させて、安全資産とされる自国国債の保有を増加させるというシフト対策が考えられる。自己資本規制では、自国政府の自国通貨建ての国債はリスク・フリー（リスクが無い資産）と判断されて、自己資本を増加させる必要がないことになっているのである。2011年6月末における日本の3メガバンクの中小企業向け貸出残高は約60兆円であるが、これは2007年3月と比べて、約20%の減少という数値である。また、銀行貸出および株式といったリスク資産の規模は、2011年3月末で約190兆円とされ、前年比で約10兆円以上も減少している。

第四に、金融機関が保有するリスク資産を圧縮させるということは、信用情報機能という金融仲介機関が果たすべき重要な役割を縮小させることであり、経済活動そのものを縮小させるというマイナスの影響が強く懸念される。これは負の景気循環増幅効果（プロシクリカリティ、pro-cyclicality）が懸念され

ることになる。

規制の対象となる28の巨大金融機関すなわちG-SIFIs（ジー・シフィーズ）<sup>4)</sup>が保有するリスク資産は約1,400兆円と推計されている。これを前提にした場合、求められる自己資本の増額は、上乘せ比率の中間値の1.75%を用いると、約25兆円の資本増額が必要という規模になる。

第五に、規制の中にヘッジファンドが含まれていないという問題を指摘しておきたい。ヘッジファンドは富裕層および金融機関から大規模の資金を集め、その手持ちの資金でアメリカ財務省証券などを購入する。さらにこれを担保にして借り入れ（レバレッジ）を行う。さらにこのプロセスを繰り返す。デリバティブ商品の取引を通じて手持ち資金以上の取引を継続に行くと理解できる。例えば、経営破綻したLTCMのケースでは、レバレッジは28倍に膨らんでいたとされる。デリバティブの想定元本は1.4兆ドルであった。アメリカの調査会社であるヘッジファンド・リサーチ（HFR）の集計結果によれば、2011年3月末時点において、世界で運用されている9,500以上のヘッジファンドの運用資産残高は約2兆200億ドル（約170兆円）と推計されている。初めて2兆ドルの太台に乗せた規模に拡大しているとのことである。ヘッジファンドに資金を振り向けているのはアメリカの大学基金および財団、年金基金などの欧米の機関投資家であるとされている。

シャドーバンキング（影の銀行）という言葉がある。これは、通常の銀行ではなくて証券会社およびヘッジファンド、証券化のための特殊な資産運用会社を経由した金融の総称である。銀行に比べて規制が緩く、監督当局もその実態を正確に把握していないとされる。規制が十分に活用されない資金の運用が無視出来ない規模であることは課題として残っていることになる。ヘッジファンドに対する国際的な規制に関しては、アメリカおよびEUにおいて議論されている段階にはあるが、最終的な合意は得られてはいない<sup>5)</sup>。

## 5. 結 語

金融機関に健全な経営を継続させるための国際的な統一規制（ルール）を設定することは可能なのかという設問に対する回答が一連の制度改革という解釈ができる。自己資本比率を一定水準以上に維持させることで健全な経営が保証されるかもしれないという判断が「バーゼルⅠ」である。しかしながら、業態

の規制緩和・グローバル化・証券化・ヘッジファンド等のシャドーバンキング（影の銀行）の存在を考慮せざるを得ない状況が出現した。これに対応した規制が「バーゼルⅡ」である。さらに、金融機関の負っているリスクが適切に把握しにくくなっているという状況認識に応じた措置が、金融機関の行動に制約を課す規制の強化を意味する「バーゼルⅢ」であると理解できるのである。規制の強化が実施された場合、受け入れるリスクを小さくすることは、金融機関のリターンを減少させる効果が予想される。また同時に、規制を抜けるための行為が実施されれば、潜在的に高いリスクをもってしまうという懸念が増大する。リスクを適正に管理するための努力は持続されなければならないのである。

## 注

### 1) 金融機関に対する規制の変遷

- 1933年6月 世界恐慌を踏まえて、リスクの連鎖を防止することを目的として、銀行業と証券業の分離を定めた「グラス・スティーガル法 (Glass-Steagall Act/New Banking Act)」の成立。
- 1972年2月 シカゴ・マーカンタイル取引所 (CME, Chicago Mercantile Exchange) で通貨先物取引を開始、デリバティブ取引の始まり。
- 1973年 株式オプション取引の開始 (CBOE, Chicago Board Options Exchange) で株式オプション取引の開始。
- 1974年6月 ヘルシュタット銀行 (当時の西ドイツ, Herstatt Bank) の経営破綻および閉鎖。
- 1974年10月 フランクリン・ナショナル銀行 (アメリカ, Franklin National Bank) の経営破綻および処理。
- 1975年 バーゼル銀行監督委員会 (BCBS) の創設。
- 1975年12月 バーゼル・コンコルダット (Basle Concordat, Principles for the Supervision of Bank's Foreign Establishments), 多国籍銀行の海外拠点の監督責任を母国と受入国が共同で行うことを定めた協約を制定。
- 1981年 通貨スワップ取引の開始 (世界銀行とIBM)。
- 1982年8月 イタリアの銀行, バンコアンプロシアーノの経営破綻。
- 1983年5月 バーゼル・コンコルダットの改訂。
- 1986年10月 イギリス版ビッグ・バン (証券市場改革)。

## 「バーゼルⅢ」の意義とその影響

- 1988年1月 フランス版ビッグ・バン。
- 1988年6月 バーゼル・アコード（Basle Accord, BIS自己資本比率規制, バーゼルⅠ）の合意と導入。
- 1990年 バーゼル・コンコルダットの追補。
- 1991年7月 BCCI（Bank of Credit and Commerce International, 多国籍銀行）の経営破綻。
- 1992年12月 国際的業務を行う銀行グループ監督のための最低基準, バーゼルⅠの完全実施。
- 1992年 イギリス, ポンド危機。ヘッジファンドの勝利。
- 1993年4月 日本, 銀行と証券会社の子会社方式による相互参入が解禁。
- 1994年 フランス, クレディ・リヨネに公的資金を投入。
- 1995年 マーチャントバンク, ベアリングズの破綻。バーゼル銀行監督委員会, 証券監督者国際機構（IOSCO, International Organization of Securities Commissions）, 保険監督者国際機構（IAIS, International Association of Insurance Supervisors）, 「金融コングロマリットに関する監督上の諸問題」公表。
- 1995年12月 日本政府, 住宅金融専門会社（住専）に6,850億円の投入を決定。
- 1996年 改訂バーゼル・アコード（市場リスク規制の導入）。
- 1996年 日本版ビッグ・バン構想。
- 1997年 バーゼル・コア・プリンシプル（実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則）の公表。
- 1997年7月 アジア通貨危機, タイに端を発したアジア各国通貨の大幅下落。
- 1997年11月 三洋証券が会社更生法適用を申請。北海道拓殖銀行の経営破綻。山一証券が自主廃業を決定。
- 1998年3月 日本, 21の金融機関に1兆8,156億円の公的資金投入を決定。（1998年から2003年の間に約12兆円の公的資金の投入。）
- 1998年6月 日本, 金融監督庁の発足。
- 1998年9月 LTCM（Long-Term Capital Management, ヘッジファンド）の実質破綻。バーゼルⅠの見直し作業開始。
- 1998年10月 日本長期信用銀行の経営破綻。一時国有化。
- 1998年12月 日本債券信用銀行の経営破綻。一時国有化。
- 1998年12月 日本, 金融持ち株会社の設立の解禁。
- 1999年3月 日本, 15の金融機関に約7.5兆円の公的資金を投入。
- 1999年6月 バーゼル委員会, 「銀行とHLIs（高レバレッジ機関, Highly Lever-

- aged Institutions) との取引に関する健全な実務のあり方」の公表。
- 1999年11月 グラス・スティーガル法を廃止して、金融機関が総合的に業務を手がけることを認める金融制度改革法（グラム・リーチ・ブライリー法, Gramm-Leach-Bliley Act/Financial Services Modernization Act) が成立。銀行業・証券業・保険業の業務の垣根が撤廃されることになる。
- 2000年 OFCs (オフショア金融センター, Offshore Financial Centers) に関する作業部会報告書提出。
- 2000年7月 日本, 金融庁の発足。
- 2003年5月 りそなグループに2兆円の資本注入。実質国有化。
- 2004年 リスク資産の算出基準を見直した, 新しい自己資本比率規制 (バーゼルⅡ) 案の最終文書の公表。
- 2006年10月 バーゼルコアプリンシプルの改訂。
- 2007年3月 バーゼルⅡの適用開始。
- 2007年8月 パリバ・ショック。
- 2008年3月 JPモルガン・チェースによるベア・スターンズの買収。
- 2008年 バーゼルⅡの見直し作業開始。
- 2008年9月 リーマン・ブラザーズの経営破綻。
- 2008年10月 アメリカ, 金融安定化法の成立。9の金融機関に1,250億ドルの資本注入。
- 2008年11月 アメリカ財務省・FRB・FDICによるAIG・シティーグループの救済。
- 2008年12月 アメリカ政府によるGM・クライスラーへの174億ドルの緊急融資。
- 2010年5月 EUのヘッジファンド規制案の公表。
- 2010年7月 アメリカ金融規制改革法 (ドッド・フランク法<sup>6)</sup>) の成立。
- 2010年9月 バーゼルⅢの発表。
- 2011年1月 英政府, 金融危機時投入の公的資金回収を目的とした銀行特別税を導入。
- 2011年7月 G20の金融安定委員会 (FSB) による新資本規制案の発表。
- 2011年10月 ベルギーの大手金融グループ, デクシア (DEXIA) の解体。
- 2011年11月 FSBが自己資本比率の上乗せを適用する28の金融機関を公表。
- 2013年1月 バーゼルⅢの適用開始。(2019年1月に完了の予定。)

2) バーゼル銀行監督委員会あるいはバーゼル委員会

BCBS, Basel Committee on Banking Supervision

1974年の設立。日米欧の中央銀行や金融監督当局が中心となり, 金融機関の自

## 「バーゼルⅢ」の意義とその影響

己資本比率やリスク資産の算出基準などの国際ルールを協議する機関である。27カ国および地域が参加している。スイスのバーゼルの国際決済機関（BIS）に事務局が置かれている。

参加メンバーは以下の通りである。日本、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、カナダ、イタリア、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、中国、香港、インド、インドネシア、韓国、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコである。

### 3) BIS規制でのリスク資産の評価基準（2009. 9）

与信先	リスクウエート（掛け目、元本に対する比率）
国・地方自治体	0%
政府関係機関	10
銀行・証券会社	20
大企業	100あるいは20～150（格付けに応じる）
中小企業・個人	75
住宅ローン	35
株式	100
証券化商品	7～650（格付けに応じる）

### 金融機関規制の考え方

所要資本（Regulatory capital）と経済資本（Economic capital）という概念について確認しておく。前者は規制上の所要自己資本の大きさのことであり、システムとしての銀行破綻を防止するために必要とされる資本量である。これはシステムミック・リスクを防止するために必要であると考えられる規制である。これに対して、後者の経済資本とは規制ではなくて、現実のリスクに照らして長期的に銀行経営を安定させるために必要とされる資本量のことであり、リスクに対するその推測方法の向上を根拠として、所要自己資本量のほうが経済資本量よりも大きいと解釈される。

規制が、ルールを重視する立場（Rules-Based capital regulation）かプロセスを重視する立場（Process-Oriented capital regulation）かという区分けが可能である。前者は、すべての金融機関に対する規制の整合性を重視するために画一的な規制を課すという考え方である。

後者は動的なリスクの把握がより重要であるという考え方である。銀行の資産の質および経営体制のあり方、マクロ経済環境、リスク管理の手法に依存して

銀行がもつリスクの大きさは変化する。単純な画一的なリスク計測方法では、現実のリスクを適格に捕らえられないという考え方である。金融監督当局からみれば、銀行のバランスシートだけの監視では十分ではないということになってくる。しかしながら、個々の金融機関の内部情報を適格に評価し続けることが現実に可能であるのかという問題に直面することになる。

個別の金融機関の検査・監督だけではなくて、金融システム全体のリスクを金融監督当局が管理する「マクロブルーデンス」政策の実行が重要であるということになる。

#### 4) G-SIFIs (グローバルなシステム上重要な金融機関) の候補とされる金融機関

総資産および他の金融機関との取引規模が大きいために、破綻すると金融システムに甚大な影響を与えるとされる金融機関のこと。

各国の金融監督当局で構成される金融安定理事会 (FSB) が金融システムの安定に欠かせない巨大金融機関として認定する。G-SIFIs (ジー・シフィーズ, Global Systemically Important Financial Institutions)。経営危機に陥れば国際金融システムに混乱が及ぶ恐れがある巨大金融機関とされる。金融機関が大きすぎるとその悪い影響が大きいにつぶせばいいという事態を防ぐために、あらかじめ国際業務を展開する金融機関よりも高い水準の自己資本比率を求めるとことになる。自己資本の上乗せおよび金融の混乱を最小限に抑えるような破綻処理の枠組みの整備等を求められる。

2011年11月、自己資本比率の上乗せ規制を適用する28の金融機関が判明した。通常の大手銀行より、1~2.5%の比率の上積みを求める規制を2016年から実施されることになった。FSBは、①国外の債権・債務の金額②総資産③他の金融機関との取引実態④破綻時に他の金融機関が代替できるか⑤複雑な取引の実態の5つの判断指標で審査した上で選択したということである。

アメリカの8つの金融機関：JPモルガン・チェース、ゴールドマン・サックス、シティグループ、モルガン・スタンレー、バンク・オブ・アメリカ、バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、ウェルズ・ファーゴ、ステート・ストリート

日本の3つの金融機関：三菱UFJフィナンシャル・グループ、みずほフィナンシャル・グループ、三井住友フィナンシャル・グループ

中国の1つの金融機関：バンク・オブ・チャイナ

ヨーロッパの16の金融機関：ドイツ銀行 (独)、コメルツ銀行 (独)、BNPパリバ (仏)、BPCE (仏)、クレディ・アグリコル (仏)、ソシエテ・ジェネラル (仏)、HSBC (英)、パークレイズ (英)、ロイヤル・バンク・オブ・スコットランド (RBS, 英)、ロイズ・バンキング・グループ (英)、クレディ・スイス (スイス)、UBS (ス

## 「バーゼルⅢ」の意義とその影響

イス), INGグループ (オランダ), ノルディア (北欧), サンタンデル (スペイン), ユニクレディット (イタリア)

### 5) EUのヘッジファンド規制案 (2010年 5月)

- (1) 認可制の導入。登録制ではなくて、厳しい検査と監督を義務づける。ヘッジファンドのみならずすべてのファンドを対象とする。運用資産残高1億ユーロ以上。
- (2) 投資家への情報開示。借り入れ依存度, 運用資産を含む投資方針に関する情報を年次報告書として開示する。
- (3) 自己資本規制の導入。最低資本金を12.5万ユーロとする。運用資産残高に応じて資本金の上積みを要求する。
- (4) レバレッジ規制の採用。監督当局は金融安定のため, 銀行借入などで運用資産を増額させるレバレッジを制限できる。
- (5) 第三国ファンドにEU並の規制を要求。EU域内で販売するには, 第三国とEU加盟国監督当局との間で適切に協力し, 第三国がEUと同程度の規制を備えていることを条件とする。
- (6) 商品の販売はプロの投資家に限定する。

### 6) アメリカ金融規制改革法 (ドッド・フランク法)

Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act

金融危機の再発防止を目的に, 2010年7月に成立した包括的な金融規制法。巨大金融機関に厳格な規制を課す一方で, 秩序だった破綻処理の枠組みを整備している。ヘッジファンドを含み大規模金融機関についてFRBに絶大な監督権限を与えている。デリバティブの規制から消費者保護までの幅広い内容を含んでいる。しかしながら400本に上がる具体的な規制を策定する作業は進行してはいない現状にある。

改革法のポイントは以下の通りである。

#### (1) 大規模金融機関の監督強化

金融システム上, 重要な金融機関 (銀行および証券会社) を指定しFRBが一元的に監督する。FRBに金融機関を分割する権限を与える。追加自己資本および定期的な資産査定 (ストレステスト) を行う。一定規模以上のヘッジファンドの証券取引委員会 (SEC, Securities and Exchange Commission) への登録義務制度を導入する。巨大ヘッジファンドの監督を行う。

経営が行き詰まったAIG (アメリカン・インターナショナル・グループ) の監督当局は州当局であったこと, およびゴールドマン・サックスが銀行持ち株会社になってFRBの監督を受ける立場になったというような出来事を反映した措

置と判断できる。

- (2) 金融安定監視評議会 (FSOC, Financial Stability Oversight Council) の創設  
財務長官が議長となる機関。FRB議長および他の監督機関も参加する評議会が司令塔となって金融システムの改革を指揮する。

- (3) 大規模金融機関の秩序立った破綻処理制度の整備。

経営の行き詰まった金融機関には、公的資金の投入を伴う救済をしないで、秩序立って破綻させる仕組みを整備する。銀行以外の金融機関に対して、連邦破産法を使わずに円滑に破綻処理を行う。処理に要する費用は業界の負担とする。米連邦預金保険公社 (FDIC, Federal Deposit Insurance Corporation) に巨大複合金融機関を整理する権限を与えている。

- (4) ボルカー・ルール (Volcker rule) の導入

銀行による国債を除いて、自己勘定取引を全面的に禁止する。銀行によるリスクの高い投資を大幅に制限する。銀行本体による高いリスクのデリバティブ取引を禁止する。銀行は貸し出しおよび債券売買による資金運用だけを行い、株式投資や特別目的会社への出資を禁止する。業界全体の負債総額の10%を上回る大型合併を禁止する。

- (5) 消費者金融保護局の創設

FRB内に独立した組織を新設する。カード取引等を監視する。

- (6) 預金保険上限の引き上げ

限度額を10万ドルから25万ドルに引き上げる。

## 参考文献

- (1) 浦田秀次郎『グローバル化と日本経済』勁草書房 2009年7月
- (2) 太田康夫『バーゼル敗戦 銀行規制をめぐる闘い』日本経済新聞出版社, 2011年5月
- (3) 大山剛『バーゼルⅢの衝撃』東洋経済新報社, 2011年3月
- (4) 田中素香・岩田健治『新・国際金融テキスト3 現代国際金融』有斐閣, 2008年2月
- (5) 藤田勉・野崎浩成『バーゼルⅢは日本の金融機関をどう変えるか』日本経済新聞出版社, 2011年6月